



# 宮 崎 県 公 報

平成31年3月25日 (月曜日) 第 3083 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

告 示	頁
○道路の区域の変更 (2件) …………… (道路保全課) 1	

○道路の供用の開始…………… (道路保全課) 1	公 告
○大規模小売店舗の変更に関する届出…………… (商工政策課) 1	
○基本測量終了の通知…………… (管理課) 2	

## 告 示

### 宮崎県告示第 209号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成31年3月25日から同年4月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	268号	宮崎市高岡町浦之名字赤穂突2752番1地先から同市同町浦之名字柿木田2800番1地先まで	旧	20.0～ 24.1	65.9
				新	22.3～ 27.0	65.9

### 宮崎県告示第 210号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成31年3月25日から同年4月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
359	県道	赤谷橋山線	宮崎市高岡町飯田字井ノ上 398番4地先から同市同町飯	旧	9.1～ 33.0	97.0
				新	8.1～ 9.1	97.0

			田字骨ノ前 258番3地 先まで		
--	--	--	------------------------	--	--

### 宮崎県告示第 211号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成31年3月25日から同年4月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	268号	宮崎市高岡町浦之名字赤穂突2752番1地先から同市同町浦之名字柿木田2800番1地先まで	平成31年3月25日

## 公 告

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 6 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成31年3月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス川原崎店・小川商店  
延岡市川原崎町 257 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法

人にあつては代表者の氏名

三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橋正喜  
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号  
ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 原田健  
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前10時から午後9時まで

(変更後) 午前9時から午後9時45分まで(株式会社コスモス薬品)

午前10時から午後9時まで(株式会社小川商店)

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後9時30分まで

(変更後) 午前8時30分から午後10時まで

③ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前9時から午後10時まで

(変更後) 午前6時から午後10時まで(荷さばき施設No.1)

午前9時から午後10時まで(荷さばき施設No.2)

4 変更の年月日

平成31年3月5日

5 変更する理由

営業施策のため

6 届出年月日

平成31年3月4日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成31年3月25日から平成31年7月25日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成31年3月25日から平成31年7月25日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、宮崎県公報第3030号により公告した基本測量（成果不整合地域における基準点改測）が平成31年3月1日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成31年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣